

優先権認否における意匠の同一の判断（案）

1. 背景

近年、企業活動のグローバル化に伴い、優先権の活用が重要視されている。

我が国の意匠出願においても、優先権主張を伴う出願は増加している（図1）。

ところで、意匠審査においては、パリ条約による優先権等の主張を伴う意匠登録出願について、第一国出願日と我が国出願の日の間に拒絶理由の根拠となる先行意匠が存在する場合に、パリ条約による優先権等の効果の認否について判断しており、その際の「意匠の同一」についての判断基準は、「意匠審査基準」、「意匠審査便覧」において定められている。

しかし、各国の意匠登録制度が様々であることから判断が難しいケースもあるため、「意匠審査基準」、「意匠審査便覧」をどのように適用させるかについての具体的な種々のケースを取りまとめ、審査運用の便宜をはかるだけでなく、パリ条約による優先権等の主張を伴う我が国への出願の際にも、願書及び図面の記載の仕方について利用を図るため、公表して欲しいとの要望が強い。

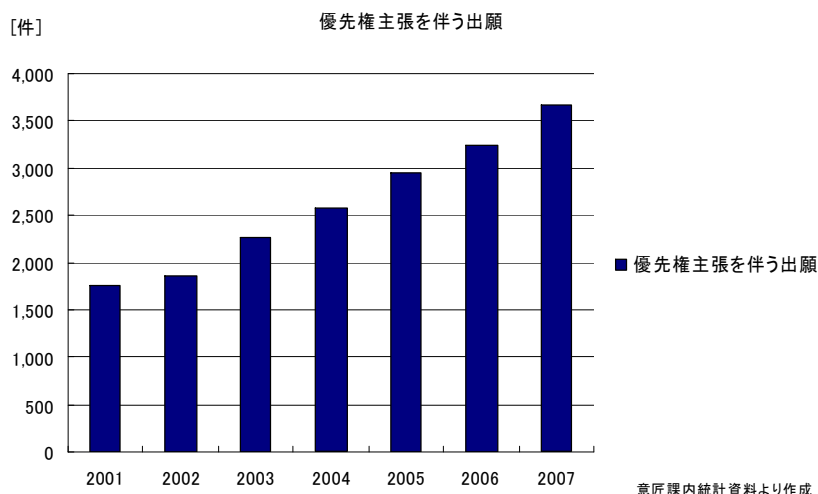


図1. 優先権主張を伴う意匠出願の動向

2. 対処の方向

現在の意匠審査基準第10部「パリ条約による優先権等の主張の手続」101.3「パリ条約による優先権の主張の効果が認められない場合の例」を優先権等の主張の効果が認否における「意匠の同一」の基本的考え方や、優先権証明書に記載された意匠と我が国の意匠登録出願の意匠とが相違する場合の取り扱いに

ついて、具体的な種々のケースを取りまとめることにより、より明確にする。

3. 優先権等の主張の効果の認否における「意匠の同一」の基本的考え方

- (1) 意匠の表現形式にかかわらず優先権証明書の中に我が国への意匠登録出願の意匠と実質的に同一の意匠が示されていればよい。(意匠審査便覧15.07)
- (2) 優先権証明書の中に我が国への意匠登録出願の意匠と実質的に同一の意匠が示されているか否かは、その意匠の属する分野における通常の見識に基づいて、優先権証明書全体の記載内容を総合的に判断することにより行う。
- (3) 優先権証明書に記載された意匠の認定（意匠に係る物品、物品の形状、模様、色彩、意匠登録を受けようとする部分の意匠全体に対する位置・大きさ・範囲等）は、第一国（最初に出願した国）の法令等も考慮して行う。

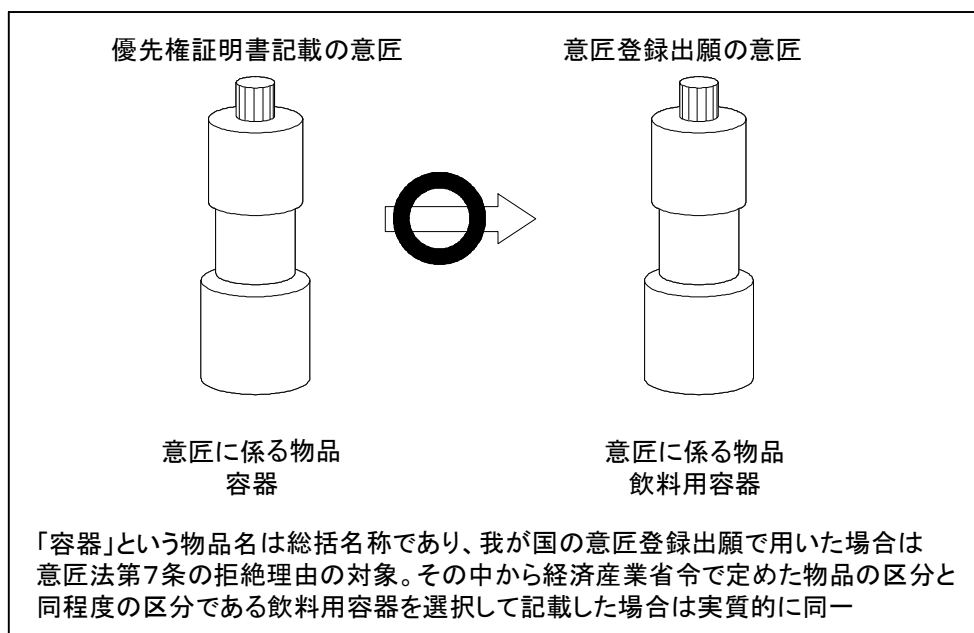
4. 願書の記載等における記載の相違の取扱

(1) 意匠に係る物品の記載が異なる場合

願書の意匠に係る物品の名称等として求められるものは各国で大きく異なることから、その相違が、各国の法令等の相違によるやむを得ないものと考えられる場合は、両意匠に係る物品は実質的に同一

①我が国の意匠登録出願に、優先権証明書の記載全体から総合的に判断した用途、機能に応じた物品の区分又は同程度の物品の区分を記載すれば実質的に同一

②優先権証明書記載の意匠に係る物品の名称等が総括名称であり、用途、機能に対応する物品の区分が複数ある場合、我が国の意匠登録出願に、それら複数の物品の区分の内、一の物品の区分を記載すれば実質的に同一

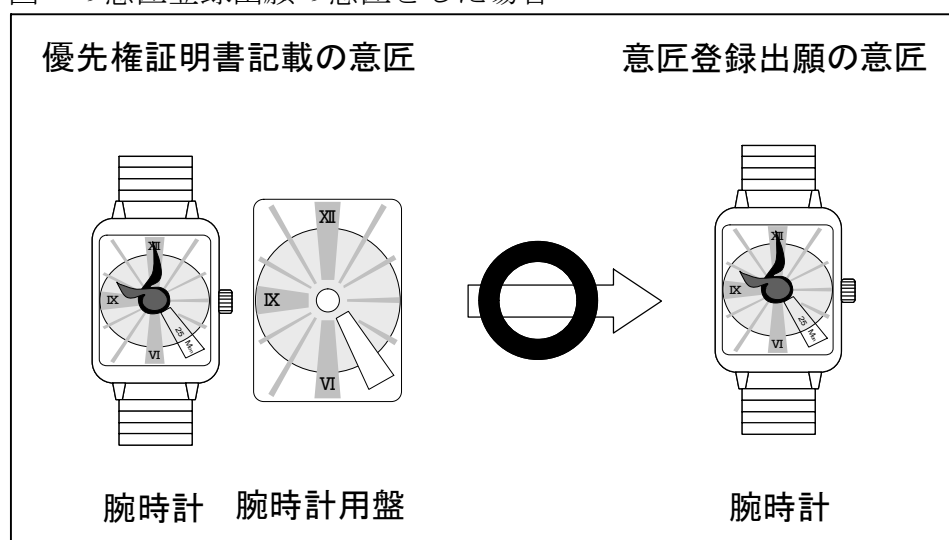


(2) 1つの出願に含まれる意匠の数が異なる場合

一出願に含めることのできる意匠の数、表し方についての手続き規定は各国様々であるから、一出願に含まれる意匠数の相違は、法令の相違によるやむを得ないものである

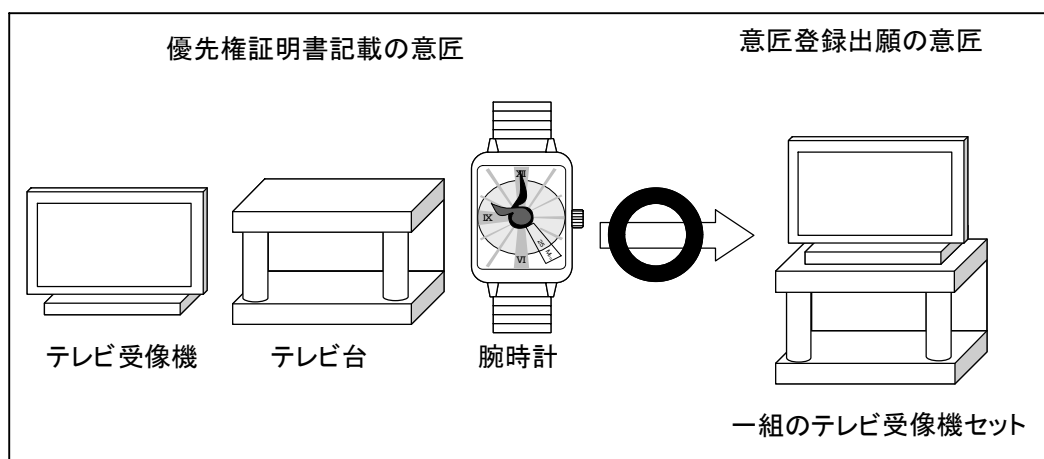
以下の①及び②の場合、実質的に同一と認められる。

①優先権証明書に複数の意匠が記載されている場合に、そのうちの1の意匠を我が国への意匠登録出願の意匠とした場合



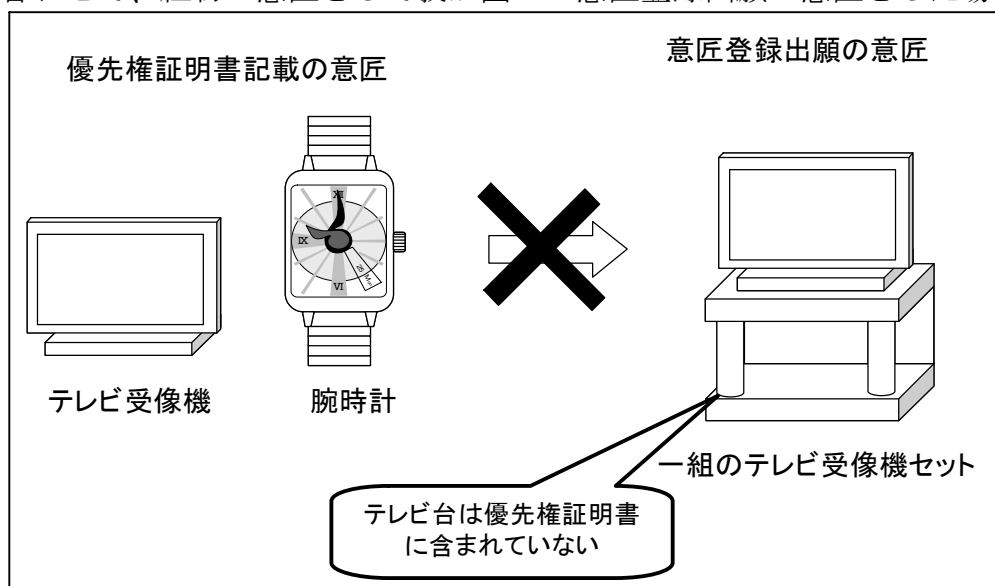
②優先権証明書に記載された意匠が複数の物品に係るものであり、その全部

又は一部の構成物品を、組物の意匠※として我が国への意匠登録出願の意匠とした場合 ※我が国の組物の意匠の要件を満たす必要がある

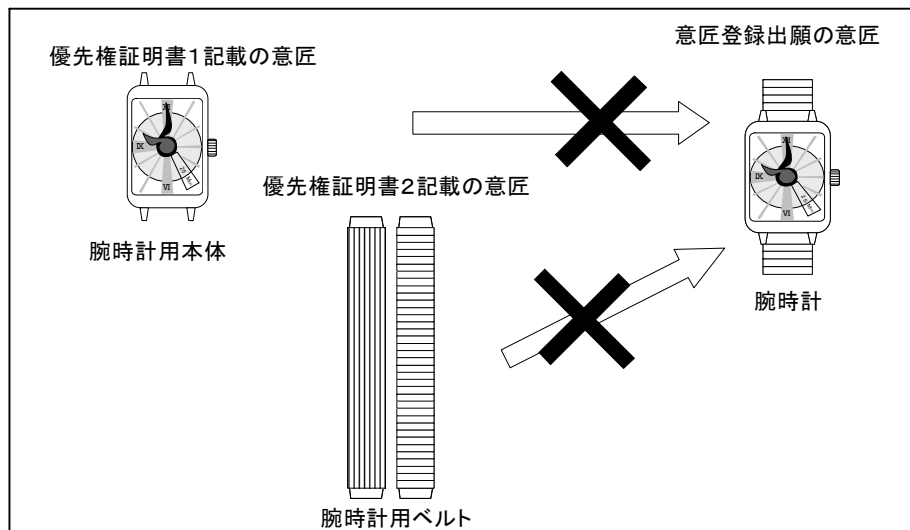


以下の③及び④の場合、実質的に同一とはいえない

③優先権証明書に記載された意匠と、優先権証明書に記載されていない意匠とを合わせて、組物の意匠として我が国への意匠登録出願の意匠とした場合



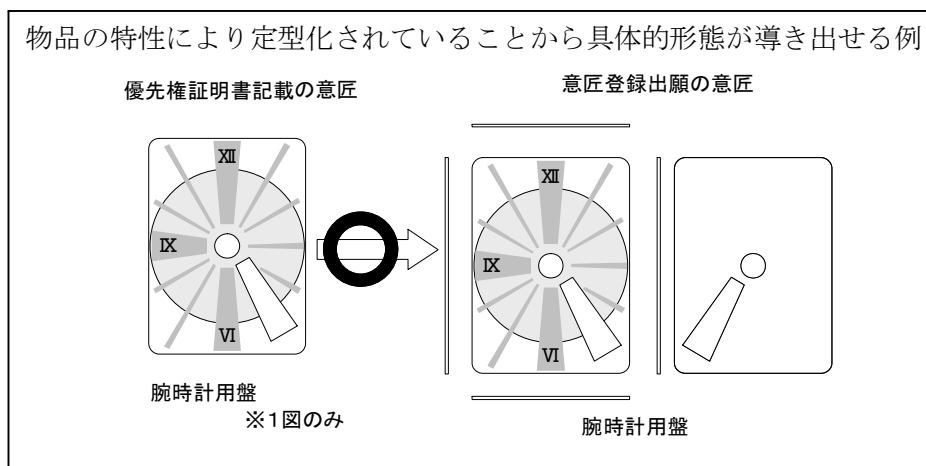
④複数の優先権主張に基づく意匠を組み合わせた意匠について、我が国への意匠登録出願に係る意匠とした場合

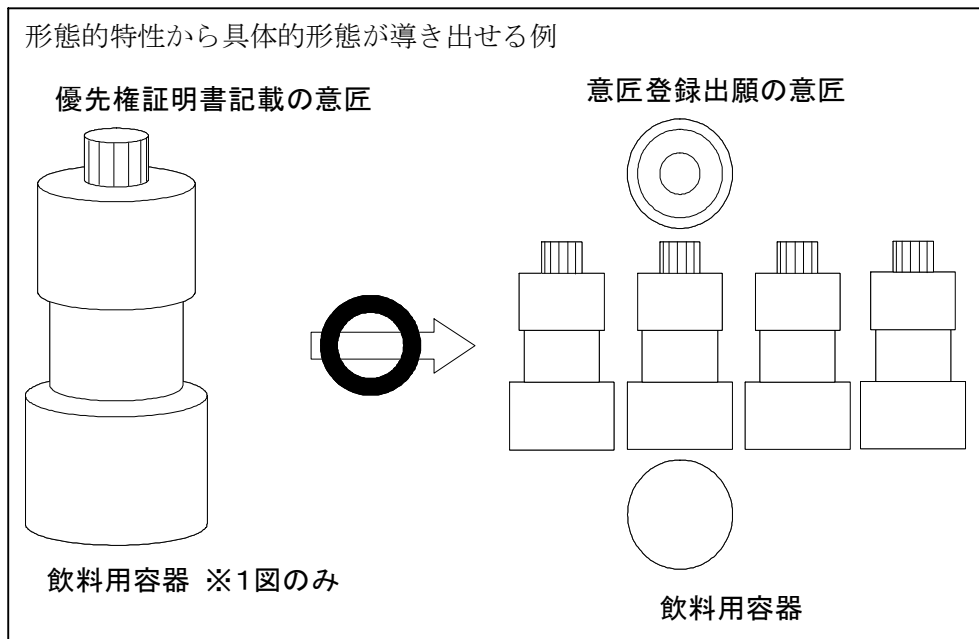


(3) 優先権証明書に記載されている意匠について、物品の一部の形態のみ表わされ、全体の形態が表されていない場合 ※我が国の意匠制度においては、不完全な開示状態である

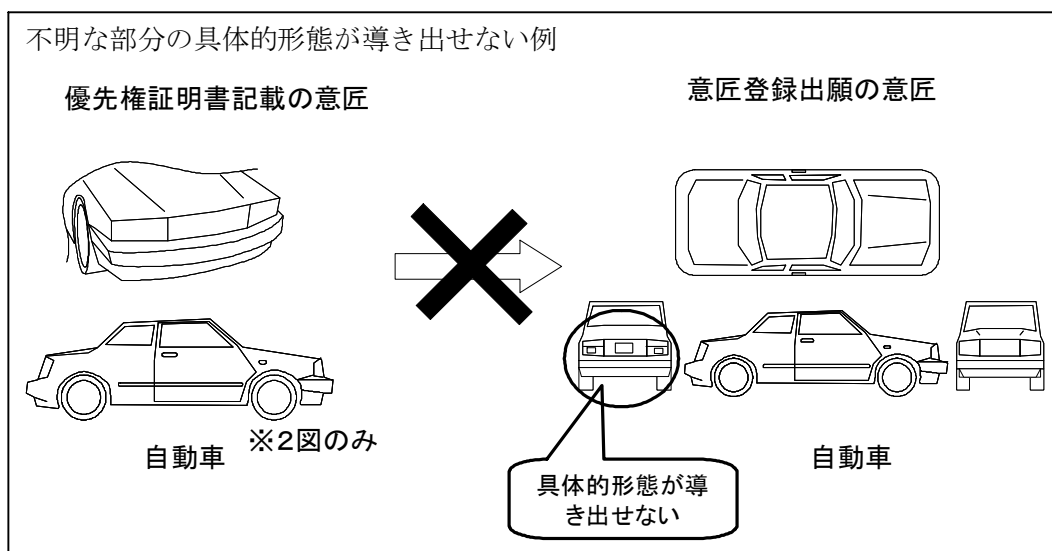
要求されている意匠の開示の程度は、法令の相違により各国様々である。また部分意匠についてもその記載が義務付けられている国は少数である。したがって、第一国出願において部分意匠出願か全体意匠出願かの明示が無い場合であっても、第一国出願の内容と我が国への意匠登録出願の内容が同じであるかどうかは、第一国出願の制度を考慮した上で優先権証明書の記載内容を総合して判断する

①我が国への意匠登録出願が全体意匠の場合、不明な部分の具体的形態が、物品の特性等によってほぼ定形化されている等の理由により、総合的に判断して導き出すことができる場合には、両意匠は、実質的に同一

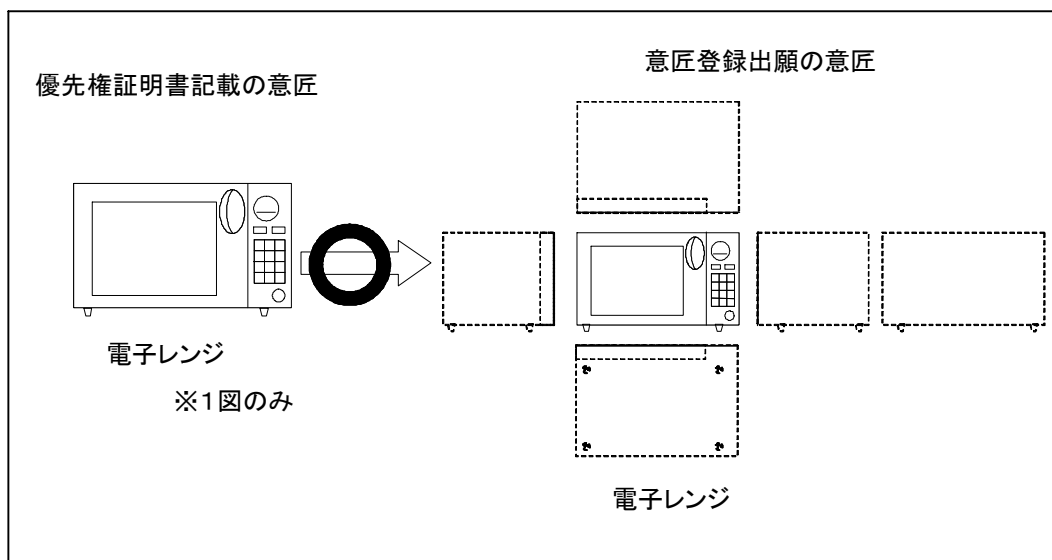




不明な部分が導き出せない場合は実質的に同一とはいえない

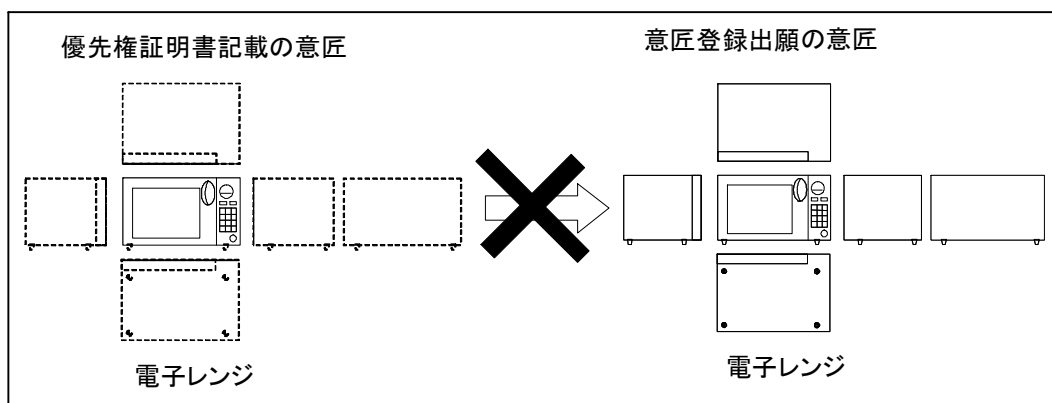


②我が国への意匠登録出願が、優先権証明書に表わされた一部の形態の部分について、意匠登録を受けようとする部分とした部分意匠出願の場合、優先権証明書記載の意匠について、形態が表されている部分の物品全体に対する位置・大きさ・範囲を総合的に判断して導き出すことができ、これらと我が国への意匠登録出願に係る意匠の意匠登録を受けようとする部分の意匠に係る物品全体に対する位置・大きさ・範囲とが同一の場合、両意匠は、実質的に同一

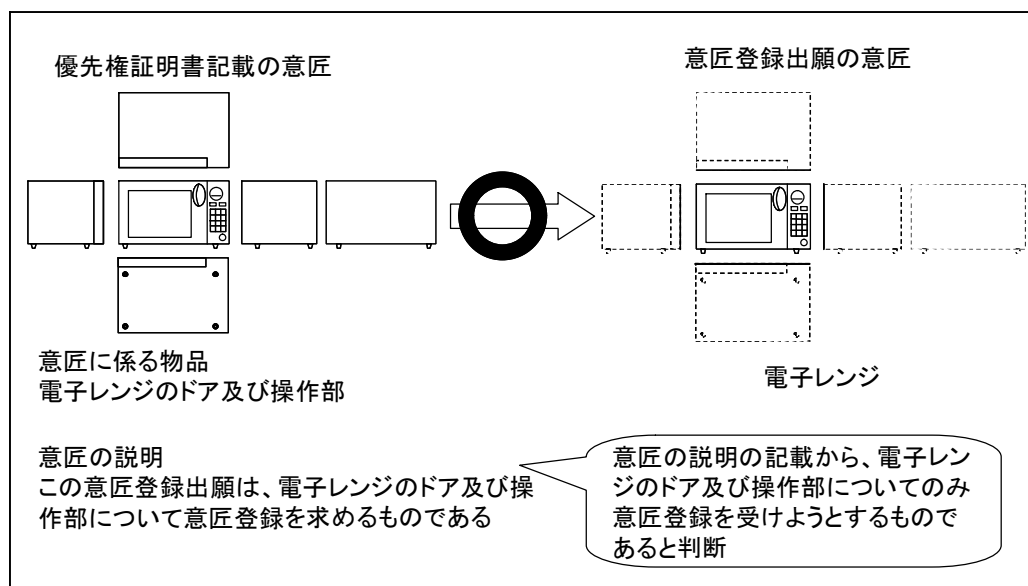


位置・大きさ・範囲が導き出せない場合は実質的に同一とはいえない

③優先権証明書に記載されている意匠が物品の一部分の形態について意匠登録を受けようとするもの（部分意匠）であり、我が国への出願が全体意匠である場合、両意匠は実質的に同一とは認められない。



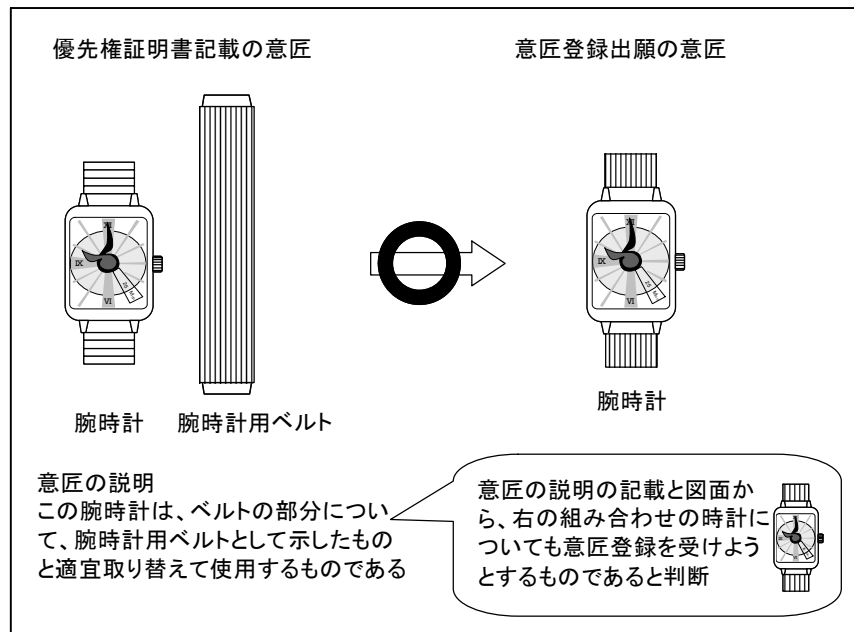
④優先権証明書に記載されている意匠について、物品全体の形態が表わされており、我が国への出願が部分意匠である場合、原則的に、両意匠は実質的に同一とは認められないが、例外的に、優先権証明書に記載された意匠について、優先権証明書中に物品の一部について意匠登録を受けようとするものである旨の記載がある場合や、第一国の法令等により、物品の全体の形態が表されている場合であってもその一部の形態について意匠登録を受けようとするものであることが明らかな場合には、両意匠は、実質的に同一



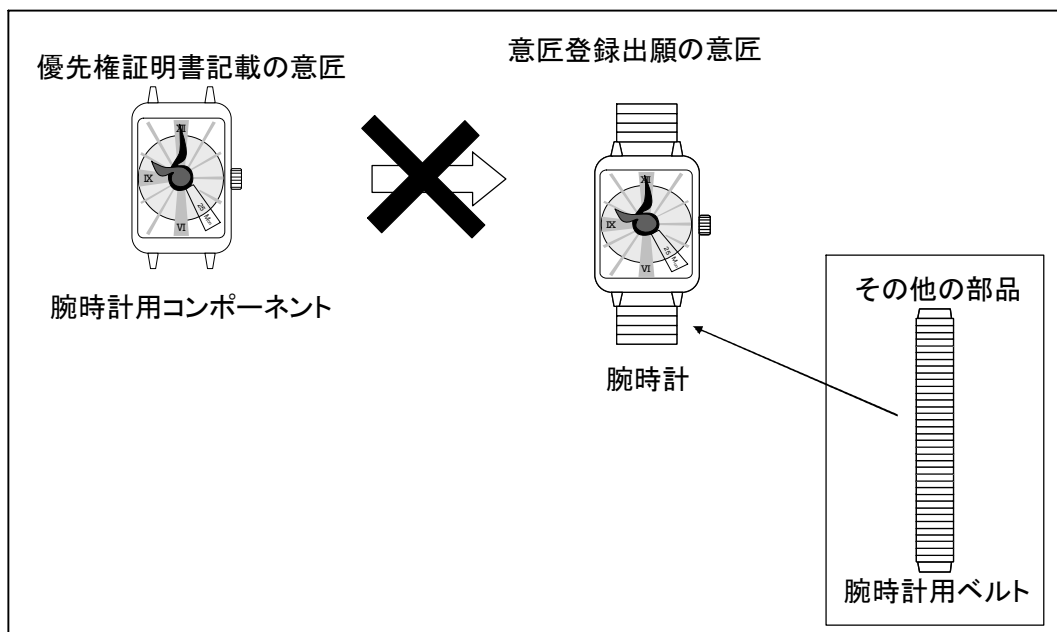
(4) 意匠を構成する部品の組合せ等が異なる場合

優先権証明書に記載されている意匠が、我が国の意匠法第7条の規定に照らし一意匠と認められる場合、当該意匠と同一の単位について我が国への意匠登録出願としたときのみ両意匠は実質的に同一と認められる

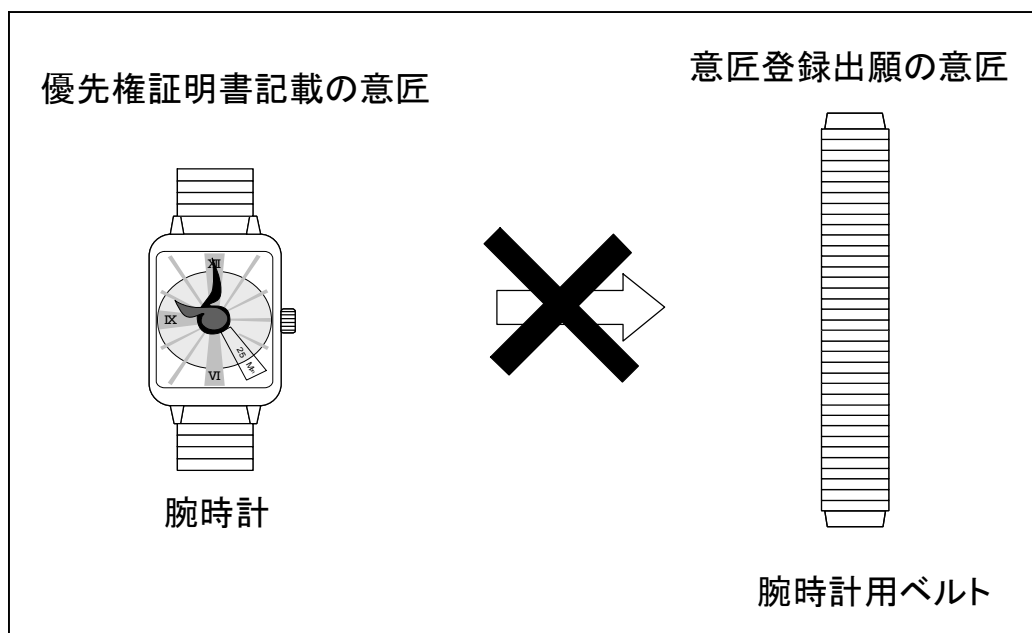
①複数の取り替え可能な部品を組み合わせることで完成品とするものであって、優先権証明書には図示されていない組合せについて、我が国への意匠登録出願に係る意匠とした場合に、我が国への意匠登録出願に係る意匠の組合せの態様を含めて第一国において意匠登録を受けようとするものであると認められる場合には、両意匠は、実質的に同一



②我が国への意匠登録出願に係る意匠が、優先権証明書に記載されている部品の意匠と、優先権証明書に記載されていない他の部品の意匠とを組み合わせた完成品の意匠である場合、両意匠は実質的に同一と認められない。



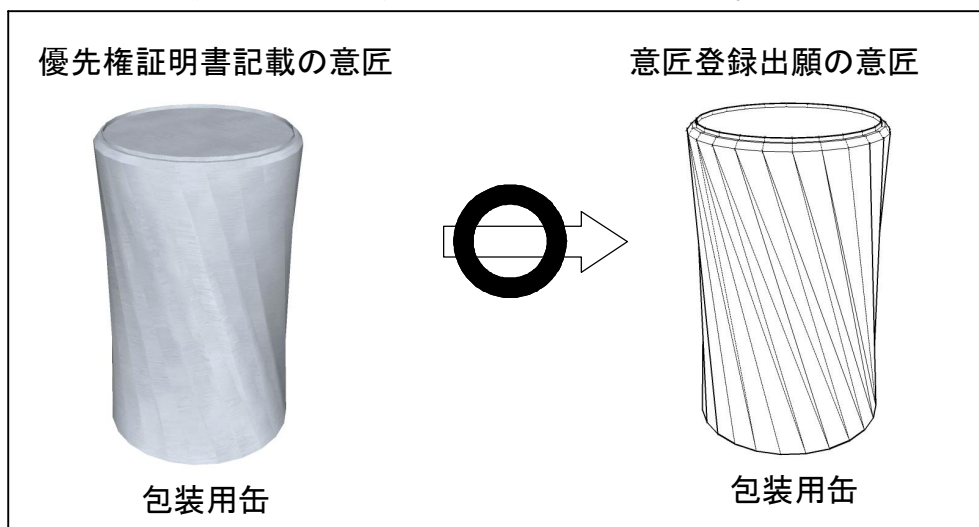
③優先権証明書に記載されている意匠が完成品の意匠である場合に、その完成品を構成する一の部品について、我が国への意匠登録出願に係る意匠とした場合、両意匠は実質的に同一と認められない。



(5) 意匠の構成要素（形状、模様、色彩）が異なる場合

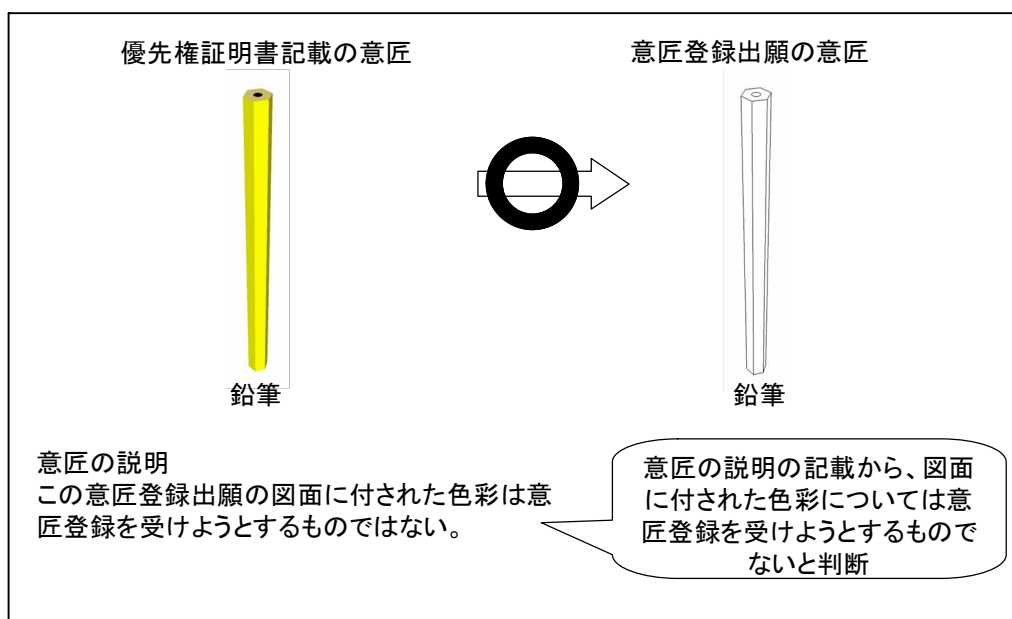
意匠の構成要素が異なれば別異の意匠であり、類否に影響を及ぼすことになるので、原則として、意匠の構成要素を変更した場合にまで優先権主張の効果を認めることはできない

①その構成要素の違いが、意匠の要旨の認定に影響を及ぼさないものであることが明らかな場合、両意匠は実質的に同一と認められる。



②優先権証明書の記載により、我が国の意匠登録出願の意匠にない構成要素について、優先権証明書記載の意匠において意匠登録を受けようとするものでな

いと認められる場合、両意匠は実質的に同一と認められる。



(6) 作図方法又は表現方法が異なる場合

例えば、優先権証明書記載の意匠と我が国への意匠登録出願に係る意匠とが、異なる図法によりあらわされている場合、優先権証明書記載の意匠が図面（CGを含む）で表され、我が国への意匠登録出願に係る意匠が写真（白黒又はカラー）又は見本、ひな形で表されている場合、又は優先権証明書記載の意匠が写真（白黒又はカラー）又は見本、ひな形で表され、我が国への意匠登録出願に係る意匠が図面（CGを含む）で表されている場合のように、意匠の表現方法が異なっても、我が国への意匠登録出願に係る意匠について、その形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合が、優先権証明書記載の図面等を総合的に判断したときに、当然に導き出すことができるものと認められる場合は、両意匠は実質的に同一と認められる。

(7) その他（出願法域が異なる場合）

①優先権の基礎となる出願が、特許出願である場合、優先権証明書の中に我が国への意匠登録出願の意匠と実質的に同一の意匠が示されていれば、優先権主張の効果は認められる。

②優先権の基礎となる出願が、商標登録出願である場合、立体商標であるか否かを問わず、商標登録出願に基づく優先権を主張して我が国へ意匠登録出願をした場合、優先権の主張の効果は認められない。

意匠審查基準 第10部 改訂案

第 10 部 パリ条約による優先権等の主張の手続

101 関連条文

意匠法

第十五条 特許法第三十八条（共同出願）、第四十三条第一項から第四項まで（パリ条約による優先権主張の手続）及び第四十三条の二（パリ条約の例による優先権主張）の規定は、意匠登録出願に準用する。この場合において、同法第四十三条第二項中「次の各号に掲げる日のうち最先の日から一年四月」とあるのは、「意匠登録出願の日から三月」と読み替えるものとする。

（第 2 項以下略）

特許法

第四十三条 パリ条約第四条 D（1）の規定により特許出願について優先権を主張しようとする者は、その旨並びに最初に出願をし若しくは同条 C（4）の規定により最初の出願とみなされた出願をし又は同条 A（2）の規定により最初に出願をしたものと認められたパリ条約の同盟国の国名及び出願の年月日を記載した書面を特許出願と同時に特許庁長官に提出しなければならない。

2 前項の規定による優先権の主張をした者は、最初に出願をし、若しくはパリ条約第四条 C（4）の規定により最初の出願とみなされた出願をし、若しくは同条 A（2）の規定により最初に出願をしたものと認められたパリ条約の同盟国の認証がある出願の年月日を記載した書面、発明の明細書及び図面の謄本又はこれらと同様な内容を有する公報若しくは証明書であつてその同盟国の政府が発行したものを次の各号に掲げる日のうち最先の日から一年四月以内に特許庁長官に提出しなければならない。

一 当該最初の出願若しくはパリ条約第四条 C（4）の規定により当該最初の出願とみなされた出願又は同条 A（2）の規定により当該最初の出願と認められた出願の日

二 その特許出願が第四十一条第一項の規定による優先権の主張を伴う場合における当該優先権の主張の基礎とした出願の日

三 その特許出願が前項又は次条第一項若しくは第二項の規定による他の優先権の主張を伴う場合における当該優先権の主張の基礎とした出願の日

3 第一項の規定による優先権の主張をした者は、最初の出願若しくはパリ条約第四条 C（4）の規定により最初の出願とみなされた出願又は同条 A（2）の規定により最初の出願と認められた出願の番号を記載した書面を前項に規定する書類とともに特許庁長官に提出しなければならない。ただし、同項に規定する書類の提出前にその番号を知ることができないときは、当該書面に代えてその理由を記載した書面を提出し、かつ、その番号を知つたときは、遅滞なく、その番号を記載した書面を提出しなければならない。

4 第一項の規定による優先権の主張をした者が第二項に規定する期間内に同項に規定する書類を提出しないときは、当該優先権の主張は、その効力を失う。

（第 5 項略）

特許法

第四十三条の二 次の表の上欄に掲げる者が同表の下欄に掲げる国においてした出願に基づく優先権は、パリ条約第四条の規定の例により、特許出願について、これを主張することができる。

日本国民又はパリ条約の同盟国の国民（パリ条約第三条の規定により同盟国の国民とみなされる者を含む。次項において同じ。）	世界貿易機関の加盟国
世界貿易機関の加盟国の国民（世界貿易機関を設立するマラケシュ協定附属書一C第一条3に規定する加盟国の国民をいう。次項において同じ。）	パリ条約の同盟国又は世界貿易機関の加盟国

2 パリ条約の同盟国又は世界貿易機関の加盟国のいずれにも該当しない国（日本国民に対し、日本国と同一の条件により優先権の主張を認めることとしているものであつて、特許庁長官が指定するものに限る。以下この項において「特定国」という。）の国民がその特定国においてした出願に基づく優先権及び日本国民又はパリ条約の同盟国の国民若しくは世界貿易機関の加盟国の国民が特定国においてした出願に基づく優先権は、パリ条約第四条の規定の例により、特許出願について、これを主張することができる。

3 前条の規定は、前二項の規定により優先権を主張する場合に準用する。

101.1 パリ条約による優先権等の主張の効果

パリ条約による優先権の主張の効果については、パリ条約第4条Bで、同盟国の一国への最初の出願の日から他の同盟国への優先権の主張を伴う後の出願の日までの期間内にされた他の出願又は公知の事実等によって、後の出願が不利な取扱いを受けない旨規定されている。

これに基づき、優先権の主張を伴った意匠登録出願についての新規性（意匠法第3条第1項）、創作非容易性（意匠法第3条第2項）、先願意匠の一部と同一又は類似の後願意匠の保護除外（意匠法第3条の2）、先願（意匠法第9条）及び関連意匠（意匠法第10条）に関する審査においては、優先権の基礎となる第一国への最初の出願の日をその判断の基準日として取り扱う。すなわち、優先権の主張を伴った意匠登録出願の意匠と同一又は類似する意匠に係る他の意匠登録出願が優先期間内にあっても、その意匠登録出願は優先権の主張を伴った出願の後願として取り扱い、また優先期間内に当該意匠の新規性を喪失するような事実が発生しても、拒絶の理由の根拠とされることはない。

なお、我が国においては、パリ条約の同盟国の国民に加え、意匠法第15条第1項で準用する特許法第43条の2の規定により、世界貿易機関の加盟国の国民又はパリ条約の同盟国又は世界貿易機関の加盟国のいずれにも該当しない国（日本国民

に対し、日本国と同一の条件により優先権の主張を認めることとしているものである。特許庁長官が指定するものに限る。）の国民に対しても、パリ条約の例により優先権の主張が認められ、その効果については、パリ条約による優先権の主張の場合と同様である。

101.1.1 パリ条約による優先権等を主張するための手続

パリ条約第4条D(1)の規定により意匠登録出願について優先権を主張しようとする者は、意匠法第15条第1項において準用する特許法第43条第1項、第2項及び第3項に規定する手続をしなければならない。

なお、パリ条約の例による優先権主張の手続についても、パリ条約による優先権主張の場合と同様である。（意匠法第15条第1項において準用する特許法第43条の2第3項）

101.1.2 パリ条約による優先権等を主張する場合の優先期間

意匠登録出願又は実用新案登録出願に基づくパリ条約による優先権を主張して我が国へ意匠登録出願をする場合の優先期間は、6か月である。（パリ条約第4条C(1)、パリ条約第4条E(1)）

なお、パリ条約の例による優先期間についても、パリ条約による優先期間と同様である。（意匠法第15条第1項において準用する特許法第43条の2第2項）

101.2 パリ条約による優先権等の主張の効果が認められるための要件

パリ条約による優先権の主張の効果が認められるためには、パリ条約で定められた以下のすべての要件を満たさなければならない。

- （1）優先権の基礎となる第一国への出願は、いずれかの同盟国における正規にした最初の出願であること
（パリ条約第4条A(1)、パリ条約第4条A(2)、パリ条約第4条A(3)、パリ条約第4条C(4)）
- （2）我が国への意匠登録出願人は、優先権の基礎となる第一国への最初の出願をした者又はその承継人であって、条約の利益を享受することができる者であること
（パリ条約第2条、パリ条約第3条、パリ条約第4条A(1)）
- （3）優先権の基礎となる第一国への最初の出願は、意匠登録出願又は実用新案登録出願であること
（パリ条約第4条E(1)）

- (4) 我が国への意匠登録出願は、第一国への最初の出願の日から 6 か月以内になされているものであること
(パリ条約第 4 条 C (1)、パリ条約第 4 条 E (1))
- (5) 第一国への最初の出願に基づいて優先権の申立てがなされているものであること
(パリ条約第 4 条 D)
- (6) 我が国への意匠登録出願の意匠は、優先権の基礎となる第一国への最初の出願の意匠と同一であること
(パリ条約第 4 条 A (1)、パリ条約第 4 条 B)

なお、パリ条約の例による優先権の主張の効果が認められるための要件についても、パリ条約による優先権の主張の効果が認められるための要件と同様である。(意匠法第 15 条第 1 項において準用する特許法第 43 条の 2 第 2 項)

~~101.3 パリ条約による優先権等の主張の効果が認められない場合の例~~

~~(1) 意匠登録出願に係る意匠が、パリ条約による優先権等の基礎となる第一国の最初の出願の意匠と同一でない場合~~

~~(部分意匠については、第 7 部「個別の意匠登録出願」第 1 章「部分意匠」71.13「パリ条約による優先権等の主張を伴う部分意匠の意匠登録出願」参照)~~

~~(組物の意匠については、第 7 部「個別の意匠登録出願」第 2 章「組物の意匠」72.1.7「パリ条約による優先権等の主張を伴う組物の意匠の意匠登録出願」参照)~~

~~(2) 意匠登録出願に係る意匠と同一の意匠を優先権証明書により認識することができない場合~~

101.3 パリ条約による優先権主張の認否における「意匠の同一」の基本的な考え方

(1) 意匠の表現形式にかかわらず優先権証明書の中に我が国への意匠登録出願の意匠と実質的に同一の意匠が示されていればよい。(意匠審査便覧 15.07)

(2) 優先権証明書の中に我が国への意匠登録出願の意匠と実質的に同一の意匠が示されているか否かは、その意匠の属する分野における通常の見識に基づいて、優先権証明書全体の記載内容を総合的に判断することにより行う。

(3) 優先権証明書に記載された意匠の認定(意匠に係る物品、物品の形状、模様、

色彩、意匠登録を受けようとする部分の意匠全体に対する位置・大きさ・範囲等）は、第一国（最初に出願した国）の法令等も考慮して行う。

101.3.1 意匠に係る物品の欄の記載について

原則的に、優先権証明書に記載された意匠と我が国への意匠登録出願の意匠が、実質的に同一と認められるためには、両意匠に係る物品も実質的に同一でなければならない。

ただし、願書の意匠に係る物品の名称等として求められるものは各国で大きく異なることから、優先権証明書に記載された意匠に係る物品の名称等と、我が国への意匠登録出願に係る意匠の「意匠に係る物品」の名称とが相違する場合であっても、その相違が、各国の法令等の相違によるやむを得ないものであると考えられる場合には、優先権証明書記載の意匠に係る物品と我が国への意匠登録出願の意匠に係る物品とは実質的に同一と認められる。

101.3.1.1 優先権証明書記載の意匠について、願書の他の記載や図面の記載等優先権証明書の記載全体から総合的に判断してその意匠に係る物品の用途、機能が明らかな場合

- ① 我が国への意匠登録出願において、願書の他の記載や図面等優先権証明書の記載全体から総合的に判断して明らかな用途、機能に応じた、別表第一の物品の区分又は同程度の物品の区分を記載した場合には、両意匠に係る物品は実質的に同一と認められる。
- ② 我が国への意匠登録出願において、願書の他の記載や図面等優先権証明書の記載全体から総合的に判断して明らかな用途、機能と異なる物品の区分を記載した場合には、両意匠に係る物品は実質的に同一と認められない。

【両意匠に係る物品が実質的に同一と認められる例】

〔例1〕「操作画面（原文：Graphical user interfaces）」をその画像が表示される具体的な機器の名称とした場合

第一国出願：意匠に係る物品の名称等が「操作画面（原文：Graphical user interfaces）」で、図面には画像（a）が表示部に表示された状態の携帯電話機の正面図（A）（表示部以外の部分は破線で表されている）と、複数の画像のみ表した図（b、c、d）が記載されている。

日本出願：意匠に係る物品が「携帯電話機」で、携帯電話機の表示部について意匠登録を受けようとする部分とする、部分意匠の出願である。表示部には、画像cが表示されている。また、表示部以外の部分の形態は、優先権証明書記載の破線で表された携帯電話機の形態と一致している。

(説明)

諸外国では画像が用いられる物品を特定しなくても画像のみについて意匠登録を受けることができる場合があるが、優先権証明書記載の意匠に係る物品の名称等が物品を特定しないものであったとしても、特定の物品に表示させた場合の図が記載されている等、我が国への意匠登録出願の意匠に係る物品を優先権証明書の記載全体から総合的に判断して導き出せる場合には、優先権証明書記載の意匠に係る物品と我が国への意匠登録出願の意匠に係る物品は、実質的に同一と認められる。

なお、画像が意匠法第2条第2項に規定するものであった場合には、優先権証明書の記載全体から総合的に判断して、我が国への意匠登録出願の「意匠に係る物品の説明」に記載された、画像に係る当該物品の機能及び操作方法を導き出すことができなければならない。

101.3.1.2 優先権証明書記載の意匠の意匠に係る物品の名称等が総括名称であって、願書の他の記載や図面の記載等優先権証明書の記載全体から総合的に判断して導き出される用途、機能に対応する物品の区分が複数ある場合

我が国への意匠登録出願において、優先権証明書記載の総括名称に属する物品であって、願書の他の記載や図面の記載等優先権証明書の記載全体から総合的に判断して導き出される複数の物品の区分の内、一の物品の区分を記載した場合には、両意匠に係る物品は実質的に同一と認められる。

【両意匠に係る物品が実質的に同一と認められる例】

〔例2〕総括名称を、その総括名称に含まれる別表の物品の区分と同程度の区分とした場合

第一国出願:意匠に係る物品の名称等が「容器（原文：bottle）」で、図面には一般的な飲料用のペットボトルの形態が記載されている。

日本出願:意匠に係る物品が「包装用容器」と記載されている。

101.3.1.3 意匠に係る物品の説明の記載がない場合

優先権証明書に「意匠に係る物品の説明」の記載が無い場合、又は記載が総括的な場合でも、我が国への意匠登録出願における「意匠に係る物品の説明」の記載が、優先権証明書記載の内容から総合的に判断して導き出される物品の区分の理解を助けるための内容である場合は、両意匠に係る物品は実質的に同一と認められる。

101.3.2 一出願に含まれる意匠数について

一出願に含めることができる意匠の数、表し方についての手続規定は各国様々であるから、我が国への意匠登録出願を、優先権証明書の記載から導き出せる範囲内で我が国の出願手続の規定に則った一意匠としているときには、一出願に含まれる意匠数の相違は、法令の相違によるやむを得ないものである。

101.3.2.1 優先権証明書に複数の意匠が記載されている場合に、そのうちの一の意匠を我が国への意匠登録出願の意匠とした場合

両意匠は実質的に同一と認められる。

101.3.2.2 優先権証明書に記載された意匠が複数の物品に係るものであって、第一国においても、我が国の組物と同様に一意匠として出願されているものである場合に、我が国の組物の要件（意匠法第8条に規定する要件）を満たすように全部又はその一部の構成物品について組物の意匠として我が国への意匠登録出願の意匠とした場合

両意匠は実質的に同一と認められる。

101.3.2.3 優先権証明書に記載された意匠と、優先権証明書に記載されていない意匠とを合わせて、組物の意匠として我が国への意匠登録出願の意匠とした場合

両意匠は実質的に同一と認められない。

101.3.2.4 複数の優先権主張に基づく意匠を組み合わせた意匠について、我が国への意匠登録出願に係る意匠とした場合

複数の優先権証明書記載の意匠と我が国への出願に係る意匠をそれぞれ対比すると、何れについても同一でなく、又、複数の第一国出願の意匠をそれぞれ個別に我が国への意匠登録出願することが可能であるので、このような場合の一出願に含まれる意匠数の相違は、法令の相違によるやむを得ないものであるとはいえない。このため、両意匠は実質的に同一と認められない。

【両意匠が実質的に同一と認められない例】

〔例3〕複数の優先権主張に基づく意匠を組み合わせた意匠について、我が国への意匠登録出願に係る意匠とした場合

第一国出願A：ボールペンの蓋の意匠。

第一国出願B：ボールペン本体の意匠。

日本出願：第一国出願Aと第一国出願Bとを組み合わせた、ボールペン（蓋＋本体）の意匠。

101.3.3 意匠の開示の程度及び意匠登録を受けようとする部分の範囲について

要求される意匠の開示の程度は各国で異なり、また、部分意匠制度を有する国においては、意匠登録を受けようとする部分の特定方法等異なる場合があることから、両意匠が実質的に同一か否かの判断は、以下の通りとする。

なお、物品の全体の形態を表していない場合、①表していない部分は物品特性等により導き出される具体的形態とする全体意匠の出願か、②表している部分のみを意匠登録を受けようとする部分意匠とする出願かでは、権利内容が厳密には異なる。したがって、第一国出願において、物品の全体の形態を表していない場合、我が国への意匠登録出願の意匠と、第一国出願の意匠とが実質的に同一であると認められるためには、第一国の出願の内容（①か②のどちらか）と、我が国への意匠登録出願の内容が同じである必要がある。

しかし、願書の記載等で部分意匠であることの記載が求められる国は少数であるので、第一国出願において物品の全体の形態を表していない場合、それが上記①の内容を表すものか、②を表すものかを明示していることは希である。したがって、第一国出願において物品の全体の形態を表していない場合であっても、願書の記載等において、上記①の出願か、②の出願かの明示がないときでも、第一国出願の制度を考慮した上で優先権証明書に記載内容を総合的に判断し、第一国出願の内容と我が国への意匠登録出願の内容とが同じであると認められる場合には、我が国への意匠登録出願の意匠と第一国出願の意匠とは実質的に同一であると認められる。（我が国への出願後に、①又は②を他方にする補正や、我が国への出願当初に優先権証明書と同じ図面（物品の全体の形態を表していない）を記載し、その後①又は②のいずれかとする補正が認められるか否かは、補正の取り扱いについての規定（意匠審査基準 71.10、意匠審査基準第8部、意匠審査便覧3 1. 0 3、意匠審査便覧3 4. 0 1）に沿って判断する。）

101.3.3.1 優先権証明書に記載されている意匠について物品の全体の形態が表されていない場合に、物品全体の形態が表された意匠を我が国への意匠登録出願の意匠とした場合

- ① 総合的に判断しても、不明な部分の具体的形態を導き出すことができない場合には、両意匠は、実質的に同一と認められない。
- ② 物品の特性等によってほぼ定形化されている等の理由により、総合的に判断して不明な部分の具体的形態を導き出すことができる場

合には、両意匠は、実質的に同一と認められる。

【両意匠が実質的に同一と認められる例】

〔例4〕物品の特性によって不明な部分の具体的形態を導き出すことができる
場合

第一国出願:腕時計用文字盤の意匠で、正面図のみ記載されている。また、部分意匠の出願であるか否かの記載はない。

日本出願:実線で表した一組の図面が記載された、全体意匠の出願。これら一組の図面は優先権証明書記載の正面図と一致する。

(説明)

腕時計用文字盤は、通常板状であり、平面、底面及び左右側面の形態は、正面図の幅や高さに対応した、厚みのほとんどないものとして導き出すことができる。また、背面の形態は、通常、腕時計用文字盤の意匠において、機械内部に隠れるものであるから、特段の装飾は施されておらず、正面図に表れた針等を通すための孔部と左右対称に孔が開いている状態として特定ができる。したがって、優先権証明書記載の意匠と我が国への意匠登録出願に係る意匠とは、実質的に同一であると認められる。

101.3.3.2 優先権証明書に記載されている意匠について物品の全体の形態が表されていない場合に、我が国への意匠登録出願に係る意匠を優先権証明書記載の意匠において具体的形態が表されていた部分について意匠登録を受けようとする部分とし、表されていない部分をそれ以外の部分とする部分意匠の出願とした場合

- ① 優先権証明書記載の意匠について、総合的に判断しても具体的形態が表されていた部分の物品全体に対する位置・大きさ・範囲を導き出すことができない場合には、両意匠は、実質的に同一の意匠とは認められない。
- ② 優先権証明書記載の意匠について、形態が表されている部分の物品全体に対する位置・大きさ・範囲が図面以外の記載又は物品特性等によって総合的に判断して導き出すことができる場合には、これらと我が国への意匠登録出願に係る意匠の意匠登録を受けようとする部分の意匠に係る物品全体に対する位置・大きさ・範囲とが同一の場合、両意匠は、実質的に同一の意匠と認められる。

【両意匠が実質的に同一と認められる例】

〔例5〕第一国出願で表されていなかった部分を「意匠登録を受けようとする部分以外の部分」としたとき

第一国出願:折り畳み式の携帯電話機の意匠で、閉じた状態の形態を表す図面のみ記載されており、開いた状態の内側の形態は記載されていない。また、部分意匠の出願であ

るか否かの記載はない。

日本出願:開いた状態の内側を破線で表し、閉じた状態で表れる部分を「意匠登録を受けようとする部分」とする、部分意匠の出願。

(説明)

諸外国では、必ずしも我が国のように願書に部分意匠の出願であることの明示を要求されない。また、携帯電話機については、我が国では、閉じた状態で現れる部分のみ意匠登録を受けようとする場合であっても、開いた状態の内側の形態を破線で表した図面が必要であるが、諸外国では必ずしも必要とはされていない。これらの事情を考慮した上で、優先権証明書の記載を総合的に判断すると、第一国出願は、携帯電話機の閉じた状態で現れる部分のみについて意匠登録を受けようとするもので、我が国の制度に当てはめれば部分意匠の出願と認められ、かつ、閉じた状態で現れる部分の携帯電話機全体に対する位置・大きさ・範囲は明確なことから、優先権証明書記載の意匠と我が国への意匠登録出願に係る意匠とは、実質的に同一であると認められる。

[例6] 位置・大きさ・範囲を表した場合 (画像)

第一国出願:意匠に係る物品の名称等が「操作画面 (原文: Graphical user interfaces)」で、図面には画像 (a) が表示部に表示された状態の携帯電話機 (A) の正面図 (表示部以外の部分は破線で表されている) と、複数の画像のみ表した図 (b、c、d) が記載されている。

日本出願:意匠に係る物品が「携帯電話機」で、携帯電話機の表示部について意匠登録を受けようとする部分とする、部分意匠の出願である。表示部には、画像 c が表示されている。また、表示部以外の部分の形態は、優先権証明書記載の破線で表された携帯電話機の形態と一致している。

(説明)

第一国出願は操作画面について意匠登録を受けようとするものであるが、画像が携帯電話機の表示部に表示された状態を示す図も記載されていることから、画像 (c) が表示部に表示された携帯電話機 A の意匠が実質的に示されているものと認められる。

諸外国では画像のみについて意匠登録を受けることができる場合があるが、我が国への意匠登録出願の意匠において、意匠に係る物品を、優先権証明書の記載全体から総合的に判断して導き出せる物品の区分とし (例2 参照)、画像を表した表示部のみを意匠登録を受けようとする部分とし、かつ、表示部の意匠に係る物品全体に対する具体的な位置・大きさ・範囲が優先権証明書の記載全体から総合的に判断して導き出すことができる場合には、優先権証明書の中に我が国への意匠登録出願の意匠と実質的に同一の意匠が示されているものと認められる。画像が、一体として用いられる他の表示器に表示されるものである場合は、一体として用いられる他の表示器に表示される画像であること及び我が国への意匠登録出願の願書に記載した物品の区分について、優先権証明書の

記載全体から総合的に判断して導き出すことができない。

なお、画像が意匠法第2条第2項に規定するものであった場合には、優先権証明書の記載全体から総合的に判断して、我が国への意匠登録出願の「意匠に係る物品の説明」に記載された、画像に係る当該物品の機能及び操作方法を導き出すことができない。

【両意匠が実質的に同一と認められない例】

〔例7〕位置・大きさ・範囲を表した場合（模様）

第一国出願：意匠に係る物品の名称等が「包装用容器（原文：Package）」で、図面には模様のみが記載されている。

日本出願：意匠に係る物品が「包装用箱」で、包装用箱の一部に表された模様部分について意匠登録を受けようとする部分とする部分意匠の出願である。

（説明）

優先権証明書の図面に模様のみしか記載されていない場合、その模様が付される物品の名称を記載していたとしても、その模様の物品全体における位置・大きさ・範囲について不明であり、総合的に判断してもそれらを明確にした我が国への意匠登録出願に係る意匠を導き出すことはできないので、実質的に同一の意匠とは認められない。

101.3.3.3 優先権証明書に記載されている意匠について、物品の一部分の形態について意匠登録を受けようとするもの（部分意匠）と認められる場合に、その他の部分も含めて物品全体の形態について我が国への意匠登録出願に係る意匠（全体意匠）とした場合

両意匠は、実質的に同一とは認められない。

101.3.3.4 優先権証明書に記載されている意匠について、物品の全体の形態が表されている場合に、その一部分の形態について我が国への意匠登録出願に係る意匠（部分意匠）とした場合

両意匠は、実質的に同一とは認められない。ただし、優先権証明書中に物品の一部について意匠登録を受けようとするものである旨の記載がある場合や、第一国の法令等により、物品の全体の形態が表されている場合であってもその一部分の形態について意匠登録を受けようとするものであることが明らかな場合には、両意匠は、実質的に同一と認められる。

【両意匠が実質的に同一と認められない例】

〔例8〕優先権証明書に記載されている意匠について、物品の全体の形態が表されている場合に、その一部分の形態について我が国への意匠登録出願に係る意匠（部分意匠）とした場合

第一国出願:折り畳み式の携帯電話機の意匠で、閉じた状態及び開いた状態について記載されている。

日本出願:開いた状態の内側を破線で表し、閉じた状態で表れる部分を「意匠登録を受けようとする部分」とする、部分意匠の出願。

(説明)

優先権証明書には、閉じた状態及び開いた状態の意匠について記載されていることから、携帯電話機の形態全体について意匠登録を受けようとするものであると認められ、我が国への意匠登録出願に係る意匠とは、意匠登録を受けようとする範囲が異なるから、実質的に同一の意匠とは認められない。

101.3.4 意匠を構成する部品の組合せ、分離について

優先権証明書に記載されている意匠が、我が国の意匠法第7条の規定に照らし一意匠と認められる場合、当該意匠と同一の単位について我が国への意匠登録出願の意匠としたときは、両意匠は実質的に同一と認められる。

なお、第一国の制度又は運用により、実質的には一つの意匠が書類上は複数の意匠として記載されている（例えば、一の意匠を表すために10図必要だが、一意匠を表す図の数が7図までに制限されており、8図目以降を書類上2つめの意匠として記載されているとき）ことが明らかな場合には、一意匠を表しているものと認定する。

101.3.4.1 我が国への意匠登録出願に係る意匠が、優先権証明書に記載されている部品の意匠と、優先権証明書に記載されていない他の部品の意匠とを組み合わせた完成品の意匠である場合

両意匠は、実質的に同一とは認められない。

101.3.4.2 優先権証明書に記載されている意匠が完成品の意匠である場合に、その完成品を構成する一の部品について、我が国への意匠登録出願に係る意匠とした場合

両意匠は、実質的に同一とは認められない。

【両意匠が実質的に同一と認められない例】

〔例9〕完成品を構成する一の部品について、我が国への意匠登録出願に係る意匠とした場合

第一国出願:自転車の意匠。

日本出願:自転車用サドルの意匠。

(説明)

第一国出願は、我が国の意匠法第7条の規定から一意匠と認められる自転車全体につ

いて意匠登録を受けようとするものであり、その自転車を構成する自転車用サドルについて単独で意匠登録を受けようとするものとは認められないため、両意匠は実質的に同一とは認められない。

101.3.4.3 優先権証明書に記載されている意匠が複数の取り替え可能な部品を組み合わせて完成品とするものであって、優先権証明書にはない組合せについて、我が国への意匠登録出願に係る意匠とした場合

- ① 優先権証明書の記載全体から総合的に判断して、我が国への意匠登録出願に係る意匠の組合せの態様を含めて第一国において意匠登録を受けようとするものであると認められる場合には、両意匠は、実質的に同一と認められる。
- ② 優先権証明書の記載全体を総合的に判断しても、我が国への意匠登録出願に係る意匠の組合せについて第一国において意匠登録を受けようとするものであることが不明な場合には、両意匠は、実質的に同一と認められない。

【両意匠が実質的に同一と認められる例】

〔例10〕優先権証明書に記載されている意匠が複数の取り替え可能な部品を組み合わせて完成品とするものであって、優先権証明書には開示されていない組合せについて我が国への意匠登録出願に係る意匠とした場合

第一国出願: 3つのボールペン本体の意匠（A、B、C）と、3つのボールペン用蓋の意匠（a、b、c）、1つの蓋付きボールペンの意匠（A+a）が記載されている。

日本出願: 蓋付きボールペンの意匠（A+b）。

（説明）

第1国出願において、図示されている意匠は、3つのボールペン本体の意匠（A、B、C）と、3つのボールペン用蓋の意匠（a、b、c）、1つの蓋付きボールペンの意匠（A+a）の合計7つである。

しかし、それぞれのボールペン本体の形状とボールペン用蓋の形状から判断すると、それぞれ自由に組合せることが可能であり、蓋付きボールペンの意匠を示しているのは例示的であると考えられることから、第一国出願は、図示されていない他の組合せの意匠を含めた出願であると推認される。

101.3.5 形状、模様、色彩について

両意匠が、実質的に同一と認められるためには、両意匠に係る物品の形状、模様、色彩（以下、意匠の構成要素という。）が実質的に同一でなければならない。

意匠の構成要素が相違すれば、別異の意匠であり類似しない可能性もある

ことから、意匠の構成要素を変更させた場合にまで優先権主張の効果を認め、優先権主張を伴う出願に過剰な保護を与えることはできないため、両意匠は、実質的に同一とは認められない。

ただし、意匠の構成要素が異なっても、その模様又は色彩が、意匠の要旨の認定に影響を及ぼさないものである場合、又は優先権証明書の記載により、その模様又は色彩については意匠登録を受けようとするものでないと認められる場合には、その模様又は色彩の有無の相違にかかわらず、両意匠は、実質的に同一と認められる。

【両意匠が実質的に同一と認められる例】

〔例 1 1〕色彩の有無において相違するが、その色彩は意匠の要旨の認定に影響を及ぼさない場合

第一国出願:くぎの意匠。写真によって表されており、金属光沢、金属様色彩を有する。

日本出願:くぎの意匠。図面によって形状のみ表されており、色彩を有さない。

（説明）

優先権証明書記載の意匠に表された色彩は、金属を材質にした場合に当然に表されるものであって、くぎの場合、金属を材質とすることはごく一般的であって、金属光沢、金属様色彩は意匠の要旨の認定に影響を及ぼさないから、両意匠は実質的に同一と認められる。

101.3.6

作図方法等意匠の表現方法について

意匠の表現方法が異なっても、我が国への意匠登録出願に係る意匠について、その形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合が、優先権証明書記載の図面等を総合的に判断したときに、当然に導き出すことができるものと認められる場合は、両意匠は実質的に同一と認められる。（意匠の構成要素については、「5. 形状、模様、色彩について」参照）

（意匠の表現方法が異なる場合の例）

- ① 優先権証明書記載の意匠と我が国への意匠登録出願に係る意匠とが、異なる図法によりあらわされている場合
- ② 優先権証明書記載の意匠が図面（CG を含む）で表され、我が国への意匠登録出願に係る意匠が写真（白黒又はカラー）又は見本、ひな形で表されている場合
- ③ 優先権証明書記載の意匠が写真（白黒又はカラー）又は見本、ひな形で表され、我が国への意匠登録出願に係る意匠が図面（CG を含む）で表されている場合

【両意匠が実質的に同一と認められる例】

〔例 1 2〕優先権証明書記載の意匠が斜視図 2 図で表され、我が国への意匠登録出願に係る意匠が正投影図法による 6 面図により表されている場合

第一国出願:意匠が正面、平面、右側面側からの斜視図と、背面、底面、左側面側からの斜視図により表されている。

日本出願:意匠が正投影図法による 6 面図（正面図、背面図、左側面図、右側面図、平面図、底面図）により表されている。これら 6 面図によって表された形態は、優先権証明書記載の斜視図から当然に導き出せる内容と一致する。

（説明）

優先権証明書に記載の図面から認定される意匠の要旨と、我が国への出願の図面から認定される意匠の要旨とが一致すれば、図法が異なるだけで両意匠は実質的に同一と認められる。

〔例 1 3〕優先権証明書記載の意匠が写真で表され、我が国への意匠登録出願に係る意匠が図面（着色図面）で表されている場合

第一国出願:意匠が写真によって表されており、色彩を有する。

日本出願:意匠が図面によって表されており、第一国出願で表された色彩と同じ色彩が着色されている。

101.3.7 優先権の基礎となる出願が意匠出願及び実用新案出願でない場合

特許出願又は商標登録出願に基づく優先権を主張して意匠登録出願をすることについては、パリ条約に規定はない。これらのパリ条約に規定されていない優先権主張の効果については、我が国において、それらの法域相互間の出願の変更が可能か否かに基づき判断する。

101.3.7.1 優先権の基礎となる出願が、特許出願である場合

我が国においては、特許法と意匠法での法域相互間の出願の変更が可能である。

したがって、特許出願に基づく優先権を主張して意匠登録出願をした場合、優先権証明書の中に我が国への意匠登録出願の意匠と実質的に同一の意匠が示されていれば、優先権主張の効果は認められる。

101.3.7.2 優先権の基礎となる出願が、商標登録出願である場合

我が国において、商標登録出願から意匠登録出願への出願の変更は認められていない。

したがって、商標登録出願に基づく優先権を主張して意匠登録出願を

した場合、優先権の主張の効果は認められない。

なお、優先権の基礎となる第一国への商標登録出願が、立体商標であった場合も、優先権の主張の効果は認められない。